

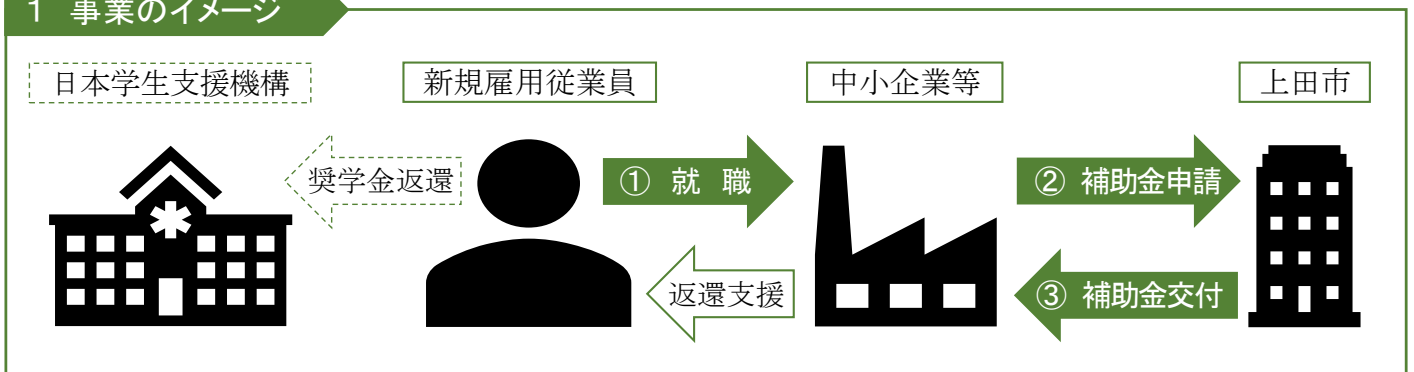
# 39歳までの新たに雇用した従業員に対する、 奨学金の返還支援を応援します！

上田市では、地域の企業等の人材確保、若い世代の定住促進を目的として、従業員への奨学金の返還支援を行う中小企業等に対する、補助事業を実施しています。

**補助① 奨学金の返還支援費用【従業員1人当たり、上限10万円／年(最大5年間)】**

**補助② 就業規則の作成等に伴う社会保険労務士への委託費用【上限5万円】**

## 1 事業のイメージ



## 2 補助対象となる中小企業等

次の①～⑦の要件をすべて満たす中小企業等が、対象となります。

### ① 中小企業等※であること

※本事業における「中小企業等」とは、次の企業等をいいます。

- ア 中小企業者（中小企業基本法第2条）
- イ 社会福祉法人（第一種、第二種社会福祉事業を行う者）
- ウ 特定非営利活動法人（第二種社会福祉事業を行う者）
- エ 医療法人
- オ 学校法人
- カ その他市長が特に必要と認めるもの

② 市内に本店又は主たる事業所を有していること

③ 市税を滞納していないこと

④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと

### ⑤ 奨学金の返還支援※を実施していること

※中小企業等が、従業員に対し手当等として金銭を支給することにより、当該従業員の奨学金の返還を支援することをいいます。

### ⑥ 就業規則、賃金規程等において、奨学金の返還支援により、従業員に手当等を支給することが定められていること

◎就業規則、賃金規程のモデルをご用意しております。

◎社会保険労務士に作成等を委託した際の費用補助もあります！

### ⑦ 補助対象となる従業員（次ページ「3」参照）に対して、労働の対償として支払うもの（賃金、給料、手当等）の額を前年度と比較して、合理的な理由もなく下げていないこと

### 3 補助対象となる従業員

次の①～⑤の要件をすべて満たす従業員に対する返還支援が、対象となります。

- ①令和2年4月1日以降に、新たに雇用されたこと
- ②正規雇用者であって、期間の定めがなく雇用されていること
- ③上田市民であること
- ④年度末時点において、39歳以下であること
- ⑤日本学生支援機構の奨学金を受給し、返還義務があること

#### 参考

- 日本学生支援機構の奨学金データ
  - 大学生(昼間部)の受給比率47.5%  
うち、同機構の奨学金比率91.4%  
【H30学生生活調査】
  - 借入総額324.3万円  
月返済額16,880円(年202,560円)  
返済期間14.7年  
※39歳以下平均【H30中央労福協】

### 4 補助率、補助金額

#### ①補助率

➢返還支援年額の2分の1以内

#### ②補助金額

➢従業員1人当たり、  
上限10万円/年(最大5年間)

#### モデルケース

※金額は、すべて年額

#### 【ケース1】

本人 返還額	20万円
企業 返還支援額	20万円
市 補助額	10万円

#### 【ケース2】

本人 返還額	15万円
企業 返還支援額	12万円
市 補助額	6万円

※このほか、本制度の活用にあたり、就業規則の作成等を社会保険労務士に委託した際の費用補助を実施しています(補助率2分の1以内、上限5万円(1回限り))。

### 5 スケジュールの一例

●【例】令和A年4月に新卒採用した従業員に対して、10月から返還支援を実施する場合

	令和A年度												A+1年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
新規雇用従業員							奨学金返還									
中小企業等	採用	交付申請※	交付決定※	就業規則の作成等			従業員への返還支援						実績報告	金額確定	支払請求	支払
上田市	制度周知・就業規則の作成等支援															

※上記の例のほか、①新卒者に対して採用当初から返還支援を行う場合、②既卒者(採用当初から奨学金を返還中の従業員)に対して返還支援を行う場合など、随時、交付申請を受け付けております。詳しくは、以下の担当課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

上田市役所 商工観光部 地域雇用推進課

ONE NAGANO  
みんなでひとつに がんばろう信州

〒386-0012 長野県上田市中心4-9-1 上田市勤労者福祉センター内

電話 0268-26-6023(直通) メール koyo@city.ueda.nagano.jp